

【別添6】労働者派遣基本契約書及び労働者派遣個別契約書の運用基準について

1. 労働者派遣基本契約書

文頭関係

(1) 派遣業務について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）以下「労働者派遣法」という。）第4条及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年4月3日政令第95号以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条により、労働者派遣のできない業務（以下「適用除外業務」という。）が以下の業務として規定されているので、適用除外業務の派遣契約とならないよう留意すること。

港湾運送業務

港湾における、船内荷役・はしけ運送・沿岸荷役やいかだ運送、船積貨物の鑑定・検量等の業務（港湾労働法（昭和63年法律第40号）第2条第二号に規定する港湾運送の業務）

建設業務

土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務

警備業務

事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における、または運搬中の現金等に係る盗難等や、雑踏での負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第一項各号に掲げる業務）

病院・診療所における医療関連業務

以下のいずれかの業務以外の医師、歯科医師、薬剤師の調剤、保健師、助産師、看護師・准看護師、栄養士等の業務

一 紹介予定派遣

二 病院・診療所等（介護老人保健施設または医療を受ける者の居宅において行われるものを含む）以外の施設（社会福祉施設等）で行われる業務

三 産前産後休業・育児休業・介護休業中の労働者の代替業務

四 就業の場所がへき地・離島の病院等及び地域医療の確保のため都道府県（医療対策協議会）が必要と認めた病院等における医師の業務

弁護士等各種有資格者の業務

弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士の業務や、建築士事務所の管理建築士の業務等

ただし、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士等の業務では一部で労働者派遣は可能

(2) 派遣期間について

労働者派遣法第26条第1項第四号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、業務の開始の年月日及び終了の年月日を記載すること。

なお、派遣期間については、労働者派遣法第40条の2の規定に基づき、適切に設定すること。

また、労働者派遣法第40条の3の規定により、派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、派遣元事業主から3年を超える期間、継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣を受けてはならないとされていることから、留意すること。

(3) 派遣期間は、開始日時から終了日時までを示すこととし、文頭箇所の派遣期間には次の記載例のとおり記載する。

【記載例】自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(4) 契約保証金においては、「免除」と記載する。

第2条関係

労働者派遣法第26条第1項各号、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年4月17日労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号。以下同じ。）及び派遣先事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第138号。以下同じ。）において、労働者派遣契約に定めるべきこととされているため、派遣先である発注者と派遣元である受注者とが、労働者派遣をする旨の内容については労働者派遣基本契約書により契約を締結するものとし、個別の就業条件等を定めた内容については労働者派遣個別契約書により別途契約を締結するものとする。

第3条関係

第1項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（発注者の指揮命令者が受注者の雇用する派遣労働者に対する指揮命令を除く。以下「指示等」という。）といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう対応されたい。

第5条関係

職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条の規定により、第三者と重複した労働者を派遣する又は派遣させることは禁止されている（いわゆる二重派遣の禁止。）。

第6条関係

(1) 第3項において、「二名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、航空局工事等監督検査事務処理要領（昭和55年2月7日付け空経第48号。以下「監督検査要領」という。）第13条に規定する同一の契約について二名以上の監督職員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督職員通知書に明示すること。

(2) 第4項は第3条第1項の特則を規定したのではなく、契約書でなく仕様書等において権限が創設される監督職員の指示等又は承諾について、原則、書面によることを定めたものであること。

第7条関係

発注者が選任した発注者責任者については、第2条の事項等として個別契約に定めること。

第8条関係

発注者が選任した指揮命令者については、第2条の事項等として個別契約に定めること。

第9条関係

受注者に選任させた受注者責任者については、第2条の事項等として個別契約に定めること。

第12条関係

派遣就業の場所ごとの同一業務については、労働者派遣法第40条の2第1項の規定により、同条第2項に規定されている派遣可能期間を超過することができないとされており、発注者でなければその業務の派遣受入期間の制限に抵触する日がわからないため、同法第26条第4項の規定により、発注者は受注者に対し、その期限に抵触する日を通知しなければならない。

第13条関係

労働者派遣契約の当事者は、発注者と受注者によるものであり、また、労働者雇用契約の当事者は派遣先である受注者と派遣労働者によるものであるため、労働者派遣法第26条第6項の規定により、労働者派遣契約の当事者ではない派遣先である発注者と派遣労働者になる予定の者との間で事前面接を行ったり、履歴書の提供を受けたりする「派遣労働者を特定する行為」が禁じられているので留意すること。

第18条関係

労働者派遣法第26条第1項第六号の規定により、当該労働者派遣契約を締結する際に定めなければならないため、当該条文の内容とする。

第21条関係

労働者派遣法第26条第1項第七号の規定により、当該労働者派遣契約を締結する際に定めなければならないため、当該条文の内容とする。

第22条関係

発注者が、派遣労働者の交替を受注者に請求することについては、派遣労働者

の就業に関して労働者派遣契約を解除するに足りる、契約所定又は法定解除事由がある場合に限られるものとする。

第24条関係

第3項の「14日」については、調査の結果等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第27条関係

- (1) 第27条は、派遣期間において、第1項のその責めに帰すことができない事由により、派遣期間を延長しなければならない事象が発生した場合にのみ契約変更時の適用条文とすることとする。
- (2) 第1項において、その責めに帰すことができない事由とは、天候の不良、不可抗力、発注者の行う関連作業等の調整への協力又は発注者の責めに帰すべき事項等による理由によることであり、受注者に責めのない正当な理由がある場合、受注者は発注者へ派遣期間の延長を請求することができる規定であるため、発注者は第38条第1項における損害金を受注者に請求をすることはできないものである。
- (3) 第2項において、第1項の事由のうち、発注者の責めに帰すべき事項により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその必要な費用を負担しなければならない。

第28条関係

- (1) 第28条は、派遣期間において、第1項又は第2項の特別の理由により、派遣期間を変更しなければならない事象が発生した場合にのみ契約変更時の適用条文とすることとする。
- (2) 第1項及び第2項において、特別の理由とは、発注者による行政運営面又は事業執行面のための理由によることである。
- (3) 第2項において、発注者と受注者が協議した結果、通常必要となる妥当な延長期間の範囲内において、発注者はその範囲内を限度として派遣期間の変更を請求することができるものである。
- (4) 第2項において、第1項又は第2項の理由により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその必要な費用を負担しなければならない。

第29条関係

- (1) 第1項において、「派遣期間の変更」とは、第23条、第24条第5項、第25条、第26条第2項、第27条第1項、第28条第1項及び第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、派遣期間、派遣の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項の「派遣期間の変更事由が生じた日」とは、第23条においては、監督

職員が修補の請求を行った日、第24条第5項においては、仕様書等の訂正又は変更が行われた日、第25条においては、仕様書等の変更が行われた日、第26条第2項においては、発注者が派遣の一時中止を通知した日とする。

- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第29条は、派遣期間において、第27条第1項の事由又は第28条第1項若しくは第2項の理由以外の変更事由により、派遣期間を変更しなければならない事象が発生した場合に契約変更時の適用条文とすることとする。

第30条関係

- (1) 第1項の「派遣契約単価の変更」とは、第2325条、第24条第5項、第25条、第26条第2項、第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、派遣期間、派遣の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項の「派遣契約単価の変更事由が生じた日」とは、第23条においては、監督職員が修補の請求を行った日、第24条第5項においては、仕様書等の訂正又は変更が行われた日、第25条においては、仕様書等の変更が行われた日、第26条第2項においては、発注者が派遣の一時中止を通知した日、第27条第2項においては、受注者が第27条第1項の請求を行った日、第28条第3項においては、発注者が第28条第1項又は第2項の請求を行った日とする。
- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第23条、第25条、第26条第2項、第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づくものをいう。

第34条関係

- (1) 第2項の「10日」については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第5条の規定により10日以内とされている。
- (2) 検査の方法としては、会計法（昭和22年法律35号。以下同じ。）第29条の11第2項の規定により、契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならないとされ、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第101条の9第1項の規定

により、契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合には、財務大臣の定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならないとされており、また、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第24条の規定により、予決令第101条の9第1項に規定する財務大臣の定める場合は、請負契約又物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前の代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって、当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合とする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでないとされているため、200万円以上における労働者派遣契約の完了する場合には工事等監督検査事務処理要領（昭和55年2月7日付け空経第48号）第39条に規定する検査調書（第15号様式）を作成すること。

第35条関係

第3項の、派遣代金の支払時期は、支払遅延防止法第6条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律運用方針（昭和25年4月17日付け理国第140号。以下「支払遅延防止法運用方針」という。）第13の2（ロ）の規定により国が給付の完了の検査を終了した相手から適法な支払請求を受けた日からその他の給付については30日以内に支払わなければならないと規定されている。

第38条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 派遣期間内に派遣が完了し、検査の結果不合格の場合、完了した日から契約書記載の派遣完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- (3) 第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている債権管理法施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

- (4) 第3項において、発注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、支払遅延防止法第8条の規定により財務大臣が定める率を「年パーセント」の部分に記載する。

なお、平成23年4月1日から適用されている政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は「年3.1パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第39条関係

- (1) 第1項において、物品の製造、販売及び役務の提供等における違約金に関する

条項の制定について（平成20年7月28日付け国空予管第388号）の別紙内容により、「10分の1」とする。

（2）第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、債権管理法施行令第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている債権管理法施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第40条関係

第2項において、会計法第29条の8及び予決令第100条第1項第4号により、契約担当官等が作成すべき契約書に違約金に関する事項を記載しなければならないため、「10分の1」とする。

第43条関係

第4項の「14日」については、派遣期間、派遣の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第44条関係

第3項及び第4項については、労働者派遣法第26条第1項第八号の規定により、当該労働者派遣契約を締結する際に定めなければならない。

第45条関係

第1項及び第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、債権管理法施行令第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている債権管理法施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

文末書関係

発注者及び受注者が互いに一通を保有するため合計二通とする。

なお、支払事務等のために必要な契約書の写しの数量を本書の数には加えないこと。

2. 労働者派遣個別契約書

文頭関係

労働者派遣法第26条第3項の規定により同法第5条第1項の許可を受けた派遣元事業者又は、同法附則（平成27年法律第73号）第6条の経過措置を受ける派

遣元事業者であることを確認するため、受注者の記名押印の欄下に一般労働派遣事業許可番号又は特定労働者派遣事業届出受理番号についても当該労働者派遣契約を締結する際に記載させなければならない。

派遣就業条件関係

労働者派遣法規則第21条第3項の規定により、労働派遣契約を締結に際し法第26条第1項の規定により定めた事項を書面に記載しておかなければならないとされているため、労働者派遣契約における個別の就業条件等について、以下の内容に留意し、労働者派遣個別契約書の様式に基づき記載すること。

(1) 派遣労働者の従事業務内容

労働者派遣法第26条第1項第一号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、業務の内容については、労働者派遣に適格な派遣労働者を受注者が決定できる程度のものとし、その業務に必要とされる能力、業務内容等は可能な限り詳細に記載すること。なお、労働者派遣法施行令第4条第1項及び第5項で定める28業務に該当する場合は、その業務の号番号も記載すること。

【記載例】：当局幹部職員の秘書業務（令第4条第1項第5号）

(2) 発注者の責任者

労働者派遣法規則第34条第一号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、発注者の職員のうち、派遣就業の場所ごとに労働関係法令に関する知識を有する者、人事・労務管理等について専門的な知識又は相当期間の経験を有する者、派遣労働者の就業に係る事項に関する一定の決定及び変更を行い得る権限を有する者等から専属の派遣先責任者として選任（発注者を発注者責任者とすることを妨げない。）することとし、組織名、部署、役職、氏名及び連絡方法を記載すること。

【記載例】： 航空局 部 課 長 XX-XXXX-XXXX

(3) 受注者の責任者

労働者派遣法規則第29条第一号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、受注者の使用人から選任（受注者を受注者責任者とすることを妨げない。）させ、組織名、部署、役職、氏名及び連絡方法を記載すること。

【記載例】： (株) 部 課 長 XX-XXXX-XXXX

(4) 発注者の指揮命令者

労働者派遣法第26条第1項第三号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、発注者の職員のうち、派遣就業の場所ごとに業務を遂行するための最小単位の組織の長または職務上の地位がその程度にある者で、労働者の業務の遂行を指揮命令する者を選任することとし、組織名、部署、役職及び氏名を記載すること。なお、派遣労働者の派遣場所とは別の場所で勤務している者であっても指揮命令者として選任することはできるが、その場合は、派遣労働者に対し、指揮命令を通常実施している者であることとする。

【記載例】： 航空局 部 課 長

(5) 発注者の代行指揮命令者

発注者の職員のうち、指揮命令者が不在の場合に代行して指揮命令をする者を選任することとし、組織名、部署、役職及び氏名を記載すること。

【記載例】： 航空局 部 課 長

(6) 派遣人員

労働者派遣法第26条第1項の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、派遣業務毎の派遣労働者の人数を記載すること。ただし、派遣労働者の人数とは、当該就業条件の組合せで常時いることとなる人数であり、複数の者が交替して行うこととなる場合であってもその複数の者分の人数を定めるものではない。(例:午前と午後で1人ずつ就業することとなる場合は1人となる。)

【記載例】： 業務 名

(7) 派遣場所並びに組織単位

労働者派遣法第26条第1項第二号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、派遣労働者が実際に派遣就業する事業所その他の施設の名称、所在地、組織名、部署、電話番号等必要な場合に受注者が当該派遣労働者と連絡がとれる程度の内容を記載すること。加えて、組織単位を特定するために必要な事項(組織の名称及び組織の長の職名)を記載すること。

組織単位については、課、係等の業務としての類似性や関連性がある組織であり、かつ、その組織の長が業務の配分や労務管理上の指揮命令監督権限を有する単位を記載すること。

【記載例】：派遣場所 航空局 部 課 XX-XXXX-XXXX
組織単位 航空局 部 課 (課長)

(8) 派遣期間

労働者派遣法第26条第1項第四号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、業務の開始の年月日及び終了の年月日を記載すること。

【記載例】：自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(9) 就業日

労働者派遣法第26条第1項第四号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、具体的な曜日又は日を指定した上、記載すること。

【記載例】：月～金(ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。)

(10) 就業時間及び休息时间

労働者派遣法第26条第1項第五号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、労働基準法で定める労働時間、休憩時間に関する規定に反しておらず、かつ、受注者と派遣労働者との間の労働契約の枠内とし、以下のとおり記載すること。

【記載例】：就業時間：XX:XX～XX:XX
休息时间：XX:XX～XX:XX
一日あたりの所定就業時間：X時間XX分

(11) 時間外労働及び休日労働

労働者派遣法規則第22条第二号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、当該派遣就業時間外の時間数又は休日労働を指定する日がある場合は、その具体的な日又は延長時間数を記載すること。なお、具体的な日又は延長時間数を記載する場合には、受注者と派遣労働者との間の労働契約又は受注者の事業場における36協定により定められている内容の範囲内でなければならない。

【記載例】：就業時間外の労働は1日○時間、1か月 時間、1年○時間の範囲で命ずることができるものとする。また、就業日以外の就労は、1か月 日の範囲内で命ずることができるものとする。

(12) 派遣契約単価（取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含まない。）

(1)の業務内容毎、就業日時毎の派遣契約単価（取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含まない。）を記載すること。

【記載例】：時間内派遣契約単価： 円/時間

時間外派遣契約単価： 円/時間

(13) 派遣代金の支払条件

次の内容により記載することとし、 の箇所は支払ごとの周期（例：各月分、各四半期分、各半年分、派遣期間など）を示すこと。

【記載例】：受注者は発注者に の業務内容を報告し、その内容が発注者による検査に合格したときは、受注者は派遣契約単価に における派遣労働者の実働合計時間（1時間未満の端数がある場合、30分未満については切り捨て、30分以上については切り上げるものとする。）を乗じた額にその取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）を請求することができる。なお、発注者は受注者から派遣代金の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に派遣代金を支払わなければならない。

(14) 安全衛生等

労働者派遣法第26条第1項第六号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、発注者及び受注者は、業務を遂行するに当たって、当該派遣労働者の安全、衛生を確保するために必要な事項に関し就業条件を記載すること。

【記載例】：発注者及び受注者は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。
なお、派遣就業中の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、受注者の安全衛生に関する規定を適用する。

(15) 福利厚生等

労働者派遣法規則第22条第三号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、発注者及び受注者との間で、発注者が当該派遣労働者に対し、診療所、給食施設等の施設であって現に発注者の職員が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与、教

育訓練その他の派遣労働者の福祉の増進のための便宜を供与に関する事項について具体的に記載すること。

【記載例】：発注者は派遣労働者に対し、派遣業務を円滑に遂行する上で必要な物品の貸与、技能若しくは技術の指導の実施及び福利厚生に関する施設で派遣労働者が利用可能なものは便宜の供与に努めるものとする。

利用可能施設等：診療所、食堂、売店、運動施設、休養室、更衣室、授乳室、ロッカー、…

(1 6) 派遣契約解除の措置

労働者派遣法第 2 6 条第 1 項第八号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、労働者派遣契約の解除に際して、派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、当該労働者派遣契約の当事者である発注者及び受注者が協議した上で記載しなければならないため、次の内容により記載すること。

【記載例】： 1 . 派遣契約解除の事前の申入れ及び理由の明示

労働者派遣基本契約書第 4 4 条第 3 項に記載。

2 . 就業機会の確保

受注者及び発注者は、契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない契約解除を行った場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

3 . 損害賠償等に係る適切な措置

労働者派遣基本契約書第 4 4 条第 4 項に記載。

(1 7) 苦情処理に関する事項

労働者派遣法第 2 6 条第 1 項第七号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、発注者及び受注者において苦情処理の方法、発注者と受注者との連携のための体制等を記載すること。

【記載例】：発注者は派遣労働者から苦情を受けた場合、苦情の内容を受注者に通知するとともに、受注者との密接な連携のもとに、誠意をもって、遅滞なく、苦情の適切かつ迅速な処理を図るものとする。なお、その結果については、受注者から派遣労働者に通知することとする。

(1 8) 発注者の苦情申出担当者

派遣先事業主が講ずべき措置に関する指針第 2 の 7 の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、派遣労働者からの苦情の申出を受ける者として、発注者の職員のから選任し、組織名、部署、役職、氏名及び電話番号を記載すること。

【記載例】： 航空局 部 課 長 XX-XXXX-XXXX

(1 9) 受注者の苦情申出担当者

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第 2 の 3 の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、派遣労働者からの苦情の申出を受ける者として、受注者の使用人から選任させ、組織名、部署、役職、氏名及び電話番号を記載すること。

【記載例】： (株) 部 課 長 XX-XXXX-XXXX

(2 0) 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣法規則第 2 2 条第四号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、次の内容により記載すること。

【記載例】：

受注者が職業紹介事業の許可を取得している事業者の場合

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、職業紹介を経由して行うこととし、発注者は受注者に対して手数料を支払うものとする。なお、手数料は別途協議して定めることとする。

受注者が職業紹介事業の許可を取得していない事業者の場合

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、発注者は受注者に 3 0 日前までに通知することとする。

(2 1) 派遣労働者を無期限雇用労働者又は 6 0 歳以上の者に限定するか否かの別

労働者派遣法規則第 2 2 条第五号の規定により、労働派遣契約を締結する場合に定めることとされているため、次のいずれかの内容により記載すること。

【記載例】：無期雇用派遣労働者に限定。

6 0 歳以上の者に限定。

無期限雇用労働者又は 6 0 歳以上の者に限定しない。

附則（平成 2 8 年 3 月 2 8 日 国空予管第 5 8 8 号）

- 1 本契約書は、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について（平成 1 3 年 1 月 6 日付け国官会第 2 2 号）別表第一の契約の種類のうち「役務の提供等」による労働者派遣契約を締結するための標準契約書とするが、本契約書と異なる内容により契約を締結しなければならない場合には、契約担当官等はその契約書の内容について別途承認を受けなければならない。
- 2 請負契約は労働者派遣契約と異なり、発注者が直接労働者に指揮命令を行うことはできないため、この様な指揮命令を発注者が直接労働者に行わなければならない契約については、労働者派遣契約により締結すること（いわゆる偽装請負の禁止。）
- 3 予決令第 1 0 0 条の 2 の規定により、契約金額が 1 5 0 万円を超えないものについては契約書の作成を省略することができることとされているが、派遣予定代金額が 1 5 0 万円を超えない場合であっても、労働者派遣法第 2 6 条第 1 項の規定により、労働者派遣契約に係る当該労働者派遣基本契約書及び労働者派遣個別契約書については、省略しないものとする。
- 4 当該運用基準に掲載されている、条約、法律及び政令等の各種基準が改正された場合、当該運用基準が改正されるまでの間は、改正後の当該各種基準に定められた内容を採用し、当該運用基準を読み替え、適用すること。